

固定資産税に関する主な届出について

問 財務課 資産税係 ☎62-9124

【固定資産税について】

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、富士見町内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に課税されます。

● 固定資産の定義

土地	田・畑・宅地・山林・雑種地・原野・沼地・鉱泉地など
家屋	基礎があり土地に定着しているもの
	屋根および周壁で三方が囲われ、外界から遮断された空間があるもの 居住・作業・貯蔵などの用途に使用可能なもの
償却資産	事業に使用している機械・備品・家屋とならない構築物など



● 税額の算出方法 …… 固定資産の課税標準額 × 1.4% (税率) = 固定資産税額

● 免税点 …… 町内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が、右表の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	家屋	償却資産
30万円	20万円	150万円

【固定資産税に関する主な届出書について】

固定資産税に関して平成27年中に次のような事由が発生した場合には、平成28年1月末日までに財務課 資産税係に申告や届出をしてください。なお、申請書類は町ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

No.	届出書等の名称	提出する主な事由
1	相続人代表者指定(変更)届出書	固定資産の所有者が亡くなったとき
2	町税減免申請書	貧困等により公的援助を受けている等、町税の減免要件に該当するとき
3	新築(住宅・中高層耐火建築住宅)に対する固定資産税減額規定の適用申告書	新築住宅等の軽減を受けるとき
4	認定長期優良(住宅・中高層耐火建築住宅)に対する固定資産税減額規定の適用申告書	長期優良住宅の減額を受けるとき(県が発行した認定通知書の写しを添付)
5	住宅用地適用(異動)申告書	住宅用地の所在や地積、所有者の氏名・住所等が変更となったとき
6	納税管理人(変更)申告書	海外赴任等により納税管理人を中部・関東の区域内の人から選任するとき
7	納税管理人(変更)承認申請書	海外赴任等により納税管理人を中部・関東の区域外の人から選任するとき
8	未登記家屋所有者変更届出書	売買・相続・贈与等により未登記の家屋の所有者が変更となったとき
9	家屋減失届出書	家屋の一部および全部を解体・除却したとき
10	土地現況地目・家屋用途変更届	土地・家屋(リフォームを含む)の利用状況が変更となったとき
11	償却資産申告書	毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告するとき

【納税者に相続が発生した場合の手続きについて】

土地・家屋の所有者として登記簿または土地・家屋補充課税台帳に登録された人が亡くなったときは、その方に代わって納税等の管理を行う方(相続人代表者)を法定相続人の中から指定していただく必要があります。

届出書は、富士見町に死亡届を提出した親族の方にはお渡ししておりますが、町外で死亡届を提出した場合は届出書を送付しますので、財務課 資産税係までご連絡ください。

また、未登記家屋を所有している場合は、所有者変更手続きが必要となりますので併せてご連絡ください。